

第60号 令和2年9月1日	<h1>みちびき</h1> <p>【関市少年センターだより】</p>	発行	関市協働推進部 生涯学習課 関市少年センター 電話 (0575) 23-7777
-------------------------	------------------------------------	----	---

令和2年度 第1回関市少年センター運営委員会及び

第1回関市少年補導員連絡協議会は 書面表決にて実施

令和2年度第1回少年センター運営委員会及び第1回少年補導員連絡協議会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため会議の開催を中止し、送付した議案について書面表決により承認されました。

関市少年センター運営委員は、一部の方が交代されましたので、下記のとおりご紹介します。また関市少年補導員連絡協議会の委員についても、本部役員と新規委員のみなさんをご紹介します。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、予定していた多くのイベントが中止になりました。少年補導活動につきましても、感染防止に伴う様々な対応が求められますが、補導員一人一人が感染リスクを自覚しつつ、対人距離（ソーシャルディスタンス）を保ちながら、今後の活動を進めていきたいと思っています。

◎少年センター運営委員のご紹介(敬称略) <>内は選出団体等

委員長	三島 篤	<補導員連絡協議会>			
副委員長	清水 宗夫	<青少年健全育成協議会>	委員	小澤 外美	<補導員連絡協議会>
委員	遠藤 俊三	<自治会連合会>	委員	沼田 明仁	<補導員連絡協議会>
委員	広瀬 武男	<事業所>	委員	打田 芳久	<補導員連絡協議会>
委員	酒井 能道	<民生児童委員>	委員	江崎 義彦	<関警察署生活安全課長>
委員	古田 敦資	<PTA連合会>	委員	羽賀 広志	<教育委員会学校教育課長>
委員	木村 充男	<補導員連絡協議会>	委員	栗山 大	<小学校生徒指導主事>
委員	渡邊 千尋	<補導員連絡協議会>	委員	野口 隼人	<中学校生徒指導主事>
委員	谷尾 勝之	<補導員連絡協議会>	委員	服部 幹和	<高等学校生徒指導主事>

◎少年補導員連絡協議会本部役員及び新規委員のご紹介(敬称略) <>内は選出支部等

会長	三島 篤	<旭ヶ丘支部長>			
副会長	木村 充男	<富岡支部長>	新規委員	野口 和人	<下有知支部長>
副会長	渡邊 千尋	<板取支部長>	新規委員	鈴木 健二	<下有知副支部長>
書記	谷尾 勝之	<田原支部長>	新規委員	深川 征也	<桜ヶ丘支部長>
会計	小澤 外美	<西部支部長>	新規委員	庄司 宣亜	<桜ヶ丘副支部長>
監査	沼田 明仁	<南ヶ丘支部長>	新規委員	小野木 亮	<南ヶ丘小PTA>
監査	打田 芳久	<武儀支部長>	新規委員	上野 正樹	<小金田中PTA>

注意して！！ お子さんの服装や行動など

今年、新型コロナウイルス感染症の影響で、子どもたちを取り巻く環境が大きく変わってしまいました。学校は突然の長期一斉休校で自宅待機を余儀なくされ、また、分散登校や部活動の制限、楽しい夏休みは短くなってしまいました。現在、学校生活は再開されているものの、これまでとは違う「新しい生活様式」によるものとなっています。

このような生活環境の変化は、子どもたちにとって大きな不安要素となり、様々な不安やストレスを抱えたまま通学している子もいるのではないかと思います。少年センターとしましても、より一層注意深い目を子どもたちに向ける必要があるのではないかと考えており、市内を巡回する際には、通学路をはじめ、特に子どもたちが出かけそうな店舗や公園付近を中心にパトロールを行っています。各家庭におかれましても、お子さんの服装や行動などに変化がないかなど、十分注意してくださるようお願いいたします。



知っておこう！！ 薬物乱用の基礎知識

1 薬物乱用とは

医薬品を医療目的以外に使用すること、又は医療目的でない薬物を不正に使用することをいいます。精神に影響を及ぼす物質の中で、習慣性があり、乱用され、又は乱用されるおそれのある薬物として、覚せい剤、大麻、MDMA、コカイン、ヘロイン、向精神薬、シンナー、医薬品医療機器法に規定する指定薬物等があり、これらの取り扱いが法令により禁止又は制限されています。

最近では「危険ドラッグ」と呼ばれる、覚せい剤や大麻など違法薬物の成分と類似する毒性の強い薬物を混入させたハーブ・お香などを吸入等し、これの影響による重大な事件や交通事故の発生も大きな問題となっています。

2 薬物を乱用するとどのようなようになりますか？

これらの薬物は、中枢神経系に作用し、使用したときの快感を得るため、または使用をやめたことによる苦痛から逃れるため、薬物を強く求めるようになる「依存症」が形成されます。

また、薬物を繰り返し使っているうちに同じ量では効かなくなる「耐性」が生じます。

「たった一度」という好奇心や遊びのつもりであっても、薬物の依存症と耐性によって、使用する量や回数がどんどん増えていくという悪循環に陥り、自分の意志でやめることができなくなります。

また、乱用をやめても、睡眠不足や過労、ストレス、飲酒等をきっかけに、幻覚、妄想などの精神異常が突然現れること（フラッシュバック（再燃）現象）があります。



3 どうして覚せい剤等の薬物に手をだしてしまうのですか？

覚せい剤等の薬物の本当の恐さを知らないで、安易に手を出す若者たちが増えています。仲間におすすめられたり、「嫌なことを忘れられる」とか「ダイエットにいいよ」とかいわれ、好奇心などから手を出してしまいます。その結果、「一回ぐらいなら大丈夫」「いつでもやめられる」などと思いながら常用して使い続けてしまい、結局はやめられなくなってしまいます。

4 覚せい剤に関する罰則は

覚せい剤等の薬物は、乱用者の人生を台無しにするだけでなく、その家族や社会全体にも重大な被害を及ぼします。錯乱状態になった乱用者が、殺人や放火などの凶悪犯罪を引き起こしたり、さらに悲惨な事故も発生しています。だから覚せい剤の所持や使用は、法律で厳しく規制されているのです。 ※覚せい剤の所持・使用・・・10年以下の懲役

5 覚せい剤等の薬物乱用をなくすために

まず大事なことは、「覚せい剤等の薬物には絶対近づかない」ことです。もし覚せい剤に手を出した友人・知人がいたら、勇気を出してやめさせることが大切であり、早めに警察に相談することも大切です。

また、みんながもっと覚せい剤の恐ろしさを理解し、絶対に手を出してはならないものという共通認識を持ち、決して他人事ではなくみんなの問題として真剣に考えていくことが、覚せい剤等の薬物乱用を防止する大きな一歩になるのです。 「少年補導の手引き」より